

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<http://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成21年4月23日まで縦覧に供する。

平成21年3月3日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請のあった年月日

平成21年2月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人アート・ビオトープ

北山 ひとみ

小豆郡土庄町字戸形乙553番4

3 定款に記載された目的

この法人は、小豆島土庄地区住民をはじめとして、旧戸形小学校卒業生、来島者等、幅広い人々を対象とし、旧戸形小学校が培ってきた「学び」の歴史を生かし「芸術」「音楽」「演劇」「文化」「スポーツ」などの体験機会を通じて、人材の育成に貢献する。

これらの活動によって、旧戸形小学校である「アート・ビオトープ小豆島」に訪れ、関与する人々すべてに、小豆島の「自然環境」と「学びの場」に誇りを感じてもらい、より一層の地域活性化に寄与していくことを目的とする。